

メダリストに対する報奨金の非課税措置について

令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）（抜粋）
 オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品の非課税限度額について、令和2年に開催される東京オリンピック競技大会における公益財団法人日本オリンピック委員会から交付される金品の額を参考に引き上げるとともに、パラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について同額までの部分を非課税とする。

	報奨金額	非課税措置の有無、非課税上限額			
		改正前		令和2年度税制改正大綱を受けた改正後	
JOOC (公財) 日本 オリンピック 委員会	金 500万円 銀 200万円 銅 100万円	有 り	上限なし	同左	
JPSA (公財) 日本 障がい者ス ポーツ協会	金 300万円 銀 200万円 銅 100万円	有 り	上限なし	同左	
JOOC 加盟団体	(団体による)	有 り	金 300万円 銀 200万円 銅 100万円	有 り	金 500万円 銀 200万円 銅 100万円
JPSA 加盟団体	(団体による)	無 し	—	有 り	金 500万円 銀 200万円 銅 100万円